

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に關する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府は、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、両国間の友好關係及び諸分野における協力關係の發展に資するための特別の措置として、故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等で附屬書に掲げるものを、両国政府間で合意する手續に従つてこの協定の効力發生後六箇月以内に大韓民国政府に対して対価なしに譲渡する。

第二条

大韓民国政府は、前条の規定により譲渡される服飾等が両国間の友好關係及び諸分野における協力關係の發展に資することとなるよう適切な措置をとる。

第三条

この協定は、日本国がその国内法上の手續に従つてこの協定

韓国との故李方子女史服飾等譲渡協定

故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等の譲渡に關する日本国政府と大韓民国政府との間の協定

제 1 조

日本国政府は、兩國間の友好關係及び諸分野における協力關係の發展に資するための特別の措置として、故李方子女史(英親王妃)に由来する服飾等で附屬書に掲げるものを、兩國政府間で合意する手續に従つてこの協定の効力發生後六箇月以内に大韓民國政府に対して對價なしに譲渡する。

제 2 조

大韓民國政府は、前條の規定により譲渡される服飾等が兩國間の友好關係及び諸分野における協力關係の發展に資することとなるよう適切な措置をとる。

제 3 조

この協定は、日本国がその国内法上の手續に従つてこの協定

を承認したことを通知する日本国政府の公文を、大韓民国政府
が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受
けてこの協定に署名した。

千九百九十一年四月十五日に東京で、ひとしく正文である日
本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中山太郎

大韓民国政府のために

吳在熙

대한민국 정부에 이의를 제기한 바 없으며, 정부에 접수한 바로부터 확인한다.

이상의 증거로서, 하기 서명자는 그들 각각의 정부로부터 정당
권한을 위임받아 이 협정에 서명하였다.

1991년 4월 15일
본으로 예시 동행히 정본인 일본어 및
한국어로 각 2부씩 작성하였다.

일본국 정부를 위하여

Taro Nakayama

대한민국 정부를 위하여

오재희

附属書

부속서

1 (名称) 朝鮮女子大礼服 (内容)

(数) 一具

1. 朝鮮女子大礼服

수량 1점

- (1) 表衣 (冬物) 一領
(2) 前垂 (夏物) 一枚
帶 一連
佩玉帶 一連
掛帶 一腰
裳 一對
綬 一腰
玉笏 一足
易 一腰
裳 一頭
臺 一頭
玉帶 一頭

- 내의 (1) 저의 1점
(2) 겹슬 1점
대대 1점
(3) 대대복수 1점
(4) 저피 1점
(5) 저마 1점
(6) 저속 1점
(7) 저구 2점
(8) 저치 1점
(9) 저마 1점
(10) 저채 1점
(11) 저대 1점

2 朝鮮女子中礼服

- (1) 表衣 (冬物) 一領
(2) 表衣 (夏物) 一領
(3) 裳 (冬物) 一腰
(4) 裳 (夏物) 一腰

一具

2. 朝鮮女子中礼服

- (1) 관입(관입용) 1점
(2) 관입(관입용) 1점
(3) 저마(저마용) 1점
(4) 저마(저마용) 1점

3 朝鮮女子小礼服

(6)	(5)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
上裳 も (冬物)	上裳 も (夏物)	唐衣 (冬物)	唐衣 (冬物)	唐衣 (夏物)	小袖 (冬物)	小袖 (夏物)	襦袢 じゆばん	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も	裳 も
一腰	一腰	一領	一領	一領	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具	一具

3. 朝鮮女子小礼服

(5)	(6)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま
一領	一領	一領	一領	一領	一領	一領	一領

4 朝鮮男子中礼服

(3)	(2)	(1)
袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま
一腰	一腰	一腰

4. 朝鮮男子中礼服

(1)	(2)	(3)
袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま
一領	一領	一領

朝鮮幼兒小礼服

(2)	(1)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
長衣	長衣	額帽	冠帽	靴	石帶	經巾	腰裳	襪	短衣	長衣	長衣	長衣	手甲	短衣	短衣	長衣	下着	袖無短衣	下着	小袖	袴
一枚	一領	一個	一個	一足	一帯	二双	一腰	二双	一枚	一枚	一枚	一枚	一双	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一腰
	一具																				

5. 婦人

(1)	두부마기	(4)	바지	1권
(2)	두부마기	(5)	저고리	1권
		(6)	속바지	1권
		(7)	조끼	1권
		(8)	속바지	1권
		(9)	두부마기	1권
		(10)	마고저	1권
		(11)	마고저	1권
		(12)	모수	1권
		(13)	두부마기	1권
		(14)	두부마기	1권
		(15)	두부마기	1권
		(16)	마고저	1권
		(17)	바신	2권
		(18)	바리머	1권
		(19)	팬진	2권
		(20)	우대	1권
		(21)	신발	1권
		(22)	악선반 및 방진	2권
		(23)	방진	1권
				안발

6

朝鮮幼兒礼服

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)
脛巾 はしきん	頭巾 かぶきん	袴 はかま	袖 そで 無 なし 長衣	袖 そで 無 なし 短衣	袖 そで 無 なし 短衣	長衣	長衣	靴	短衣	被	帶	枕 まくら 入 いれ	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袴 はかま	袖 そで 無 なし 短衣	袖 そで 無 なし 短衣	短衣	長衣	長衣
一雙	一頭	一腰	一枚	一枚	一枚	一枚	一領	一足	一枚	一枚	一帯	一枚	一腰	一腰	一腰	一腰	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
							一具														

6. 服装品目

一三四

(3)	무투마기	1점
(4)	무투마기	1점
(5)	저고리	1점
(6)	조끼	1점
(7)	조끼	1점
(8)	종자마지	1점
(9)	종자마지	1점
(10)	종자마지	1점
(11)	종자마지	1점
(12)	배게	1점
(13)	동대	1점
(14)	베건	1점
(15)	저고리	1점
(16)	긴발	1점
(1)	각저동포	1점
(2)	무투마기	1점
(3)	조끼	1점
(4)	조끼	1점
(5)	전복	1점
(6)	바지	1점
(7)	복진	1점
(8)	헝진	1점

7. 화장함·빛장신구

韓国との故李方子女史服飾等譲渡協定

8 朝鮮髪飾具

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(10)	(9)
筓 (白玉製)	人形垂飾	簪 (鍍金製)	細紐飾り	髪飾帯	輪飾り (瑪瑙製)	筓 (珊瑚製)	筓 (鍍金製)	筓 (鍍金製)	頭飾り (義書)	簪 (白玉製)	簪 (鍍金製)	刀子形垂飾	印金帯
一本	一個	一對	二組	一帯	一對	一本	一本	一本	一髻	一本	一本	三個	一帯
一揃												二対	

8. 大正時代朝鮮服飾

(9)	마리수금향기	1점
(10)	향지환(말화, 자마노)	2점
(11)	장도	3점
(12)	향낭	1점
(13)	향낭	1점
(14)	향낭	1점
(15)	향낭	1점
(16)	향낭	4점
(17)	향낭	1점
(18)	귀주머니	4점
(19)	수지주머니	1점
(1)	장(도금제)	1점
(2)	장(백옥제)	1점
(3)	이림옥두리	1점
(4)	장(도금제)	1점
(5)	장(도금제)	1점
(6)	장(산호제)	1점
(7)	향지환(자마노)	1점
(8)	앞줄받기	1점
(9)	수령기류	2점
(10)	장(도금제)	1점
(11)	옥두리	1점
(12)	장(백옥제)	1점

(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)
簪(白玉製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(翡翠製)	輪飾り(翡翠製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(貝製)	簪(白玉製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(白玉製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製)	簪(鍍金製及び珊瑚製)	簪(翡翠製)	簪(翡翠製)	簪(白玉製)
一本	一本	一本	一本	一对	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	二本	二本	二本	二本	一本	一本	一本

(13)	簪(백옥제)	1점
(14)	簪(비취제)	1점
(15)	簪(비취제)	1점
(16)	簪(도금제, 산포제)	2점
(17)	簪(도금제)	2점
(18)	簪(도금제)	2점
(19)	簪(도금제)	2점
(20)	簪(백옥제)	1점
(21)	簪(도금제)	1점
(22)	簪(도금제)	1점
(23)	簪(도금제)	1점
(24)	簪(도금제)	1점
(25)	簪(도금제)	1점
(26)	簪(도금제)	2점
(27)	簪(도금제)	1점
(28)	簪(백옥제)	1점
(29)	簪(제제)	1점
(30)	簪(도금제)	1점
(31)	簪(도금제)	1점
(32)	輪飾り(비취제)	1점
(33)	簪(비취제)	1점
(34)	簪(도금제)	1점
(35)	簪(도금제)	1점
(36)	簪(백옥제)	1점

9 鏡 台

(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)
筭 こがい	筭 こがい	筭 こがい	筭 こがい	筭 こがい	赤玉飾り かみじ	簪 かんじ	簪 かんじ	簪 かんじ	簪 かんじ	簪 かんじ
(鍍金製)	(鍍金製)	(鍍金製)	(鍍金製)	(白玉製)		(白玉製)	(白玉製)	(鍍金製)	(鍍金製)	(鍍金製)
一本	一本	一本	一本	一本	一個	一本	一對	一本	一本	一本

10 小桂及び幼児服

内容品		(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
		幼兒服	幼兒服	幼兒服	張袴 てんばか	帶 おび	小袖 こそで	小桂 こがき
二十枚		一枚	一枚	一枚	一腰	一帯	一枚	一領
二本		一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
一揃 ひと揃い								

9. 簪

(37)	簪 かん (木製)	1 粒
(38)	簪 かん (木製)	1 粒
(39)	簪 かん (木製)	1 粒
(40)	簪 かん (木製)	1 粒
(41)	簪 かん (木製)	1 粒
(42)	赤玉簪	1 粒
(43)	簪 かん (木製)	1 粒
(44)	簪 かん (木製)	1 粒
(45)	簪 かん (木製)	1 粒
(46)	簪 かん (木製)	2 粒
(47)	簪 かん (木製)	1 粒

10. 小桂及び幼児服

内容品		(1)	小桂	1 粒
		(2)	小袖	1 粒
20粒	2 粒	(3)	張袴	1 粒
		(4)	帶	1 粒
20粒	2 粒	(5)	幼兒服	1 粒
		(6)	幼兒服	1 粒
20粒	2 粒	(7)	幼兒服	1 粒

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
守袋	幼児服 (綿入れ)	幼児服	幼児服	幼児服	幼児服	幼児服
二個	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)
紺色(紺色)紺色	紺色(紺色)紺色	紺色	紺色	紺色	紺色	紺色
紺色	紺色	紺色	紺色	紺色	紺色	紺色

(参考)

この協定は、日本国と大韓民国との間の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資するための特別の措置として、故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等を大韓民国政府に対して譲渡することを目的とするものである。